## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

## (学校保健安全法施行規則第18条)

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ 熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急 性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ(H5N1 を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を 経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正 な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、 伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイ コプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	のおそれがないと認めるまで